

開催日 2008年11月14日(金) 19:00 ~

緊急学習会

# どうなる！ 市民活動の未来

## 新・公益法人制度のスタートを前にして

主催：(社福)大阪ボランティア協会・NPO推進センター

共催：(特活)シーズ・市民活動を支える制度をつくる会、(特活)NPO政策研究所、(特活)大阪NPOセンター、(特活)関西NGO協議会、(特活)関西国際交流団体協議会、(特活)きょうとNPOセンター、(特活)市民活動情報センター、(特活)市民が支える市民活動ネットワーク滋賀、(特活)市民活動センター神戸、(特活)しみん事業サポートネットワーク、(特活)奈良NPOセンター、(特活)わかやまNPOセンター (他調整中)

協力：NPO/NGO税・法人制度改革連絡会

会場：大阪NPOプラザ・3階会議室（大阪市福島区吉野 4-29-20。裏面地図参照）

<http://www.onp.or.jp/> ・JR大阪環状線「野田駅」約600m・地下鉄千日前線「玉川駅」約600m  
・阪神電鉄本線「野田駅」約800m ・JR東西線「海老江駅」約800m

日時：2008年11月14日(金) 19:00 ~ 21:00

定員：70人（先着順です！） 参加費：1,000円/1人

講師：松原 明（特定非営利活動法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 事務局長）

進行：早瀬 昇（社会福祉法人 大阪ボランティア協会 事務局長）

1998年3月19日にNPO法(特定非営利活動促進法)が成立し、同年12月1日に施行されてから、もうすぐ丸10年。この間に3万5千を超えるNPO法人が全国で活躍するようになりました。

このNPO法は、明治31年に施行された民法34条で規定された公益法人制度では「官」が市民活動を管理監督する主務官庁制度により市民の自由な社会活動が発展しない、との問題意識から生まれました。そこで、情報公開の徹底などを除き「官」による監督は実質的にほとんどない制度が生まれました。

しかし、12月1日にこの民法34条は廃止され、届出によって一般社団法人、一般財団法人を設立できるとともに、公益認定等委員会の認定が得られれば公益社団法人、公益財団法人として、法人への寄付者に対する寄付金控除の適用など、各種の税優遇が得られる制度がスタートすることになりました。

一方、NPO法人にも国税庁の認定を受けて、ほぼ同様の税優遇が受けられる認定NPO制度があり、ここ数年、認定条件の改正が進められています。

市民活動をさらに発展させるためには、この2つの制度にどう向き合えば良いのでしょうか。また来年に予想されるNPO法の改正やさらなる認定NPO法人制度の改革をどう進めれば良いのでしょうか。NPO法成立10周年を前に、市民活動の未来を考えます。多くの皆さまの参加をお待ちしています。

お問い合わせ、お申し込みは

社会福祉法人大阪ボランティア協会・NPO推進センター（担当：白井）

〒553-0006 大阪市福島区吉野4丁目29-20 大阪NPOプラザ

TEL:06-6465-8391 FAX:06-6465-8393 e-mail: [ovnpo@onp.or.jp](mailto:ovnpo@onp.or.jp) <http://cw1.zaq.ne.jp/osakavol/>

「緊急学習会 どうなる！ 市民活動の未来」 参加申込書 FAX:06-6465-8393

ふりがな		女	法人格	NPO法人( ) 任意団体	年認証) NPO法人申請中 その他(行政、企業、 )
氏名		男			
ふりがな				<活動目的> 1.医療・保健・福祉 2.社会教育 3.まちづくり 4.文化・芸術・スポーツ 5.環境保全 6.災害救援 7.地域安全 8.人権・平和 9.国際協力 10.男女共同参画 11.子ども健全育成 12.情報化社会発展 13.科学技術振興 14.経済活動活性化 15.職業能力開発・雇用機会拡充 16.消費者保護 17.活動支援	
団体名					
連絡先	〒 -				
	TEL:		FAX:		e-mail:
学習会で特に知りたい点などをお書き下さい。					

お申込後は特に通知等お送りしませんので、直接会場にお越し下さい。キャンセルの場合は速やかに事務局までご連絡下さい。